



# 栃木県公報

令和6(2024)年  
3月29日(金)  
号外  
第22号

## 目次

### 規則

○栃木県事務決裁及び委任規則の一部改正..... 1

## 規則

### 栃木県規則第5号

栃木県事務決裁及び委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

栃木県知事 福田 富一

#### 栃木県事務決裁及び委任規則の一部を改正する規則

栃木県事務決裁及び委任規則（平成12年栃木県規則第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
出先機関名	総括所長 補佐等	所部長	所課長	出先機関名	総括所長 補佐等	所部長	所課長
略				略			
林業センター	略		部長及び 課長	林業センター	略		部長 _____
林業大学校	副校長		課長				_____
略				略			
産業技術センター	略	略		産業技術センター	略	略	
略				労政事務所	総括所長 補佐		
農業総合研究センター	略	略	略	略			
農業大学校	略	略		農業試験場	略	略	略
略				農業大学校	略	略	
				農業環境指導センター	総括所長 補佐		課長
略				略			
				公園事務所	総括所長 補佐		
消防学校	略			消防学校	略		

別表第2 1 本庁関係共通事項の表3の項第1号中「軽易な改廃」を「軽易な制定改廃」に改め、同表23の項及び24の項を次のように改める。

23 栃木県公有財産事務取扱規則（昭和52年栃木県規則第26号）に基づく事務	1 第8条第1項及び第2項の規定による指定			○					
	2 第12条第1項の規定による協議					○			

	3 第22条第1項の規定による管理替えの決定			○					
	4 第23条の規定による協議及びその同意				○				
	5 第24条の規定による決定				○				
	6 第25条の規定による協議				○				
	7 第28条第1項の規定による承認				○				
	8 第29条第1項の規定による協議及びその同意				○				
	9 第30条の規定による同意				○				
	10 第42条第1項の規定による指定				○				
	11 第45条第1項の規定による連帯保証人の設定の請求				○				
	12 第60条第2項の規定による協議				○				
	24 公有財産の使用許可及び貸借契約に関する事務	1 評価価格3億円以上の公有財産の使用許可及び貸付けの決定（軽易又は定例的なものを除く。）			○				
		2 評価価格3億円未満の公有財産の使用許可及び貸付けの決定（軽易又は定例的なものを除く。）				○			
3 公有財産の使用許可及び貸付けの決定（軽易又は定例的なものに限る。）					○				

別表第2 1 本庁関係共通事項の表中26の項を27の項とし、25の項を26の項とし、24の項の次に次のように加える。

25 公有財産（廃道敷及び廃川敷を除く。）の地上権設定に関する事務	1 評価価格2,000万円以上の公有財産である土地に係る地上権設定の決定			○				
	2 評価価格2,000万円未満の公有財産である土地に係る地上権設定の決定				○			

別表第2 2 本庁関係特定事項(2)経営管理部才管財課の表1の項第5号中「第22条第2項、第23条第2項、第24条、第25条、第29条第2項及び第30条」を「第12条第1項及び第25条」に改め、同表2の項を次のように改める。

2 公有財産（廃道敷、廃川敷、県営林及び土地改良財産を除く。）の処分に関する事務	1 評価価格7,000万円以上の公有財産の処分の決定							
	(1) (2)以外のもの	○						
	(2) 1件2万平方メートル未満の土地に係るもの			○				
	2 評価価格2,000万円以上7,000万円未満の公有財産の処分の決定			○				
	3 評価価格2,000万円未満の公有財産の処分の決定			○				

別表第2 2 本庁関係特定事項(2)経営管理部才管財課の表中3の項及び4の項を削り、5の項を3の項とし、6の項を4の項とし、7の項を5の項とし、別表第2 2 本庁関係特定事項(3)生活文化スポーツ部ウス

ポーツ振興課の表1の項を次のように改める。

1 栃木県体育施設設置及び管理条例（平成5年栃木県条例第4号）に基づく事務	1 第10条第2項の規定による承認			○			
	2 第11条の規定による承認			○			

別表第2 2本庁関係特定事項(3)生活文化スポーツ部ウスポーツ振興課の表2の項中「栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例施行規則」を「栃木県体育施設設置及び管理条例施行規則」に改め、同表5の項及び6の項を次のように改める。

5 栃木県ライフル射撃場設置及び管理条例（昭和54年栃木県条例第3号）に基づく事務	1 第5条第2項の規定による承認			○			
	2 第6条の規定による承認			○			
6 栃木県ライフル射撃場設置及び管理条例施行規則（昭和54年栃木県規則第48号）に基づく事務	1 第2条ただし書及び第2条の2ただし書の規定による承認				○		

別表第2 2本庁関係特定事項(4)保健福祉部イ医療政策課の表1の項を次のように改める。

1 医療法（昭和23年法律第205号）に基づく事務	1 第4条第1項の規定による承認			○			
	2 第7条第1項の規定による病院の開設の許可				○		
	3 第23条の2の規定による施設の人員の増員命令及び業務の停止命令			○			
	4 第25条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査				○		
	5 第25条第2項の規定による帳簿書類等の提出命令			○			
	6 第28条の規定による管理者の変更命令			○			
	7 第29条第1項の規定による許可の取消し及び閉鎖命令			○			
	8 第29条第2項の規定による許可の取消し			○			
	9 第29条第3項の規定による承認の取消し			○			
	10 第30条の11の規定による勧告			○			
	11 第42条の2第1項の規定による認定			○			
	12 第44条第1項の規定による認可			○			
	13 第46条の5第1項ただし書、同条第6項ただし書、第46条の6第1項ただし書及び第54条の9第3項の規定による認可				○		
	14 第55条第6項の規定による認可			○			
	15 第58条の2第4項（第59条			○			

	の2において準用する場合を含む。)の規定による認可						
16	第60条の3第4項(第61条の3において準用する場合を含む。)の規定による認可			○			
17	第63条第1項(第70条の20において準用する場合を含む。)の規定による報告の徴収及び立入検査			○			
18	第64条第1項(第70条の20において準用する場合を含む。)の規定による措置命令			○			
19	第64条第2項(第70条の20において準用する場合を含む。)の規定による停止命令及び勧告			○			
20	第64条の2第1項の規定による停止命令			○			
21	第65条及び第66条第1項の規定による認可の取消し			○			
22	第70条第1項の規定による認定			○			
23	第70条の19第1項の規定による認可			○			
24	第70条の21第1項及び第2項の規定による認定の取消し			○			
25	第111条の規定による措置命令			○			
26	第113条第1項及び第3項(第118条第2項、第119条第2項及び第120条第2項において準用する場合を含む。)の規定による指定			○			
27	第113条第7項(第118条第2項、第119条第2項及び第120条第2項において準用する場合を含む。)の規定による報告の徴収			○			
28	第117条第1項(第118条第2項、第119条第2項及び第120条第2項において準用する場合を含む。)の規定による指定の取消し			○			
29	第118条第1項の規定による指定			○			
30	第119条第1項の規定による指定			○			
31	第120条第1項の規定による指定			○			
32	第123条第5項の規定による措置命令			○			

33	第126条の規定による措置命令				○			
34	第134条第1項の規定による公表				○			

別表第2 2本庁関係特定事項(4)保健福祉部イ医療政策課の表11の項第3号を次のように改める。

3	第10条の規定による返還の猶予					○		
---	-----------------	--	--	--	--	---	--	--

別表第2 2本庁関係特定事項(4)保健福祉部イ医療政策課の表28の項第3号を次のように改める。

3	第16条の3第3項の規定による定員の設定				○			
---	----------------------	--	--	--	---	--	--	--

別表第2 2本庁関係特定事項(4)保健福祉部ウ高齢対策課の表2の項第10号から第15号までを次のように改める。

10	第29条第11項の規定による報告の受理				○			
11	第29条第12項の規定による公表				○			
12	第29条第13項の規定による報告の徴収及び検査				○			
13	第29条第15項の規定による改善命令			○				
14	第29条第16項の規定による事業の制限又は停止の命令			○				
15	第29条第17項の規定による公示				○			

別表第2 2本庁関係特定事項(4)保健福祉部ウ高齢対策課の表3の項中第72号を第75号とし、第71号の次に次の3号を加える。

72	第115条の44の2第2項の規定による報告の受理				○			
73	第115条の44の2第6項の規定による報告の徴収及び命令				○			
74	第115条の44の2第8項の規定による許可の取消し等			○				

別表第2 2本庁関係特定事項(4)保健福祉部オ感染症対策課の表2の項及び3の項を次のように改める。

2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく事務	1	第14条第1項の規定による指定				○		
	2	第14条第6項の規定による指定の取消し				○		
	3	第14条第8項の規定による届出の求め				○		
	4	第14条の2第1項の規定による指定				○		
	5	第14条の2第7項の規定による指定の取消し				○		
	6	第15条の3第5項の規定による要請				○		
	7	第16条第2項の規定による協力の要請				○		
	8	第16条第3項の規定による情報提供				○		
	9	第16条の2の規定による協力要請等				○		
	10	第31条第1項（第44条の4第1項及び第53条第1項において適用する場合を含む。）				○		

の規定による生活の用に供される水の使用等の制限及び禁止の命令						
11 第33条（第44条の4第1項及び第53条第1項において適用する場合を含む。）の規定による交通の制限及び遮断			○			
12 第36条の2の規定による通知等				○		
13 第36条の3の規定による協定の締結等				○		
14 第36条の4の規定による指示等			○			
15 第36条の5の規定による報告の徴収等				○		
16 第36条の6の規定による協定の締結等				○		
17 第36条の7の規定による勧告等			○			
18 第36条の8の規定による報告の徴収等				○		
19 第36条の9の規定による措置				○		
20 第38条第2項の規定による感染症指定医療機関の指定				○		
21 第38条第11項の規定による指定の取消し				○		
22 第40条第3項の規定による診療報酬の額の決定						○
23 第43条第1項の規定による報告の徴収及び検査				○		
24 第43条第2項の規定による診療報酬の支払の差止め				○		
25 第44条の3第9項（第50条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定による協力の要請			○			
26 第44条の3の5第4項（第44条の8において準用する場合を含む。）の規定による検査及び報告				○		
27 第44条の4の2の規定による応援の要請等			○			
28 第44条の5第2項（第44条の8において準用する場合を含む。）の規定による要請			○			
29 第44条の11第8項の規定による協力の求め			○			
30 第50条第1項の規定による第31条第1項及び第33条の措置			○			

	31 第50条の6第4項の規定による検査の実施及び報告				○			
	32 第51条の2の規定による応援の要請等			○				
	33 第63条の3第1項(第8条及び第53条第1項において適用する場合を含む。)の規定による調整			○				
	34 第63条の4の規定による指示			○				
3 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づく事務	1 第7条第1項の規定による都道府県行動計画の策定	○						
	2 第8条第5項の規定による市町村行動計画に係る助言又は勧告			○				
	3 第20条第2項の規定による府県対策本部長への意見の申出			○				
	4 第22条第1項の規定による都道府県対策本部の設置	○						
	5 第24条の規定による総合調整等			○				
	6 第25条の規定による都道府県対策本部の廃止	○						
	7 第26条の2の規定による代行			○				
	8 第26条の3の規定による応援の要請			○				
	9 第26条の6の規定による職員の派遣要請			○				
	10 第28条第6項の規定による特定接種の実施			○				
	11 第31条の規定による実施要請等			○				
	12 第31条の2の規定による実施要請			○				
	13 第31条の3の規定による実施要請			○				
	14 第31条の4の規定による医療の提供			○				
	15 第31条の5の規定による土地等の使用			○				
	16 第31条の6第6項の規定による要請			○				
	17 第31条の8の規定による感染防止協力要請等			○				
	18 第33条第2項の規定による指示			○				
	19 第45条の規定による協力要請等			○				
	20 第49条の規定による土地等			○				

	の使用						
21	第50条の規定による物資及び資材の供給の要請			○			
22	第55条第1項から第3項までの規定による特定物資の売渡しの要請、収用及び保管命令			○			
23	第62条及び第63条の規定による損失補償及び損害賠償		○				
24	第67条第2項の規定による立替支弁の要請			○			
25	第68条第2項の規定による市町村における立替支弁の決定			○			
26	第72条の規定による立入検査等				○		

別表第2 2本庁関係特定事項(4)保健福祉部力障害福祉課の表3の項に次の1号を加える。

58	第59条第9項の規定による公表			○			
----	-----------------	--	--	---	--	--	--

別表第2 2本庁関係特定事項(4)保健福祉部力障害福祉課の表9の項第8号中「第33条第4項」を「第33条第3項」に改め、同項第9号中「第33条の7第1項」を「第33条の6第1項」に改め、同項第10号中「第33条の7第6項」を「第33条の6第6項」に改め、同項に次の4号を加える。

17	第40条の3第1項の規定による通報の受理(宇都宮市の区域内に係るものに限る。)					○	
18	第40条の5第1項の規定による報告の徴収等(宇都宮市の区域内に係るものに限る。)			○			
19	第40条の6の規定による改善命令、公表、入院制限命令等			○			
20	第40条の7の規定による公表			○			

別表第2 2本庁関係特定事項(4)保健福祉部ク生活衛生課の表中「生活衛生課」を「医薬・生活衛生課」に改め、同表9の項第4号を次のように改める。

4	第14条の規定による市町村の意見の聴取					○	
---	---------------------	--	--	--	--	---	--

別表第2 2本庁関係特定事項(4)保健福祉部ク生活衛生課の表中30の項及び31の項を削り、32の項を30の項とし、33の項を31の項とし、同項の次に次のように加える。

32 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)に基づく事務	1	第6条の2第1項及び第6条の3第1項の規定による認定				○	
	2	第12条第1項の規定による医薬品、医薬部外品及び化粧品(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(昭和36年政令第11号。以下この項において「令」という。)第80条第2項第1号に規定する医薬品、医薬部外品及び化粧品に限る。)の製造販売業の許可				○	
	3	第13条第1項の規定による				○	



	<p>医薬品、医薬部外品及び化粧品（令第80条第2項第3号に規定する医薬品、医薬部外品及び化粧品に限る。4、5及び22において同じ。）の製造業の許可</p>										
4	<p>第13条第8項の規定による許可の区分の変更又は追加の許可</p>			○							
5	<p>第13条の2の2第1項の規定による医薬品、医薬部外品及び化粧品の製造所の登録</p>			○							
6	<p>第14条第1項及び第15項の規定による医薬品及び医薬部外品（令第80条第2項第5号に規定する医薬品及び医薬部外品に限る。10において同じ。）の製造販売の承認</p>			○							
7	<p>第14条第7項及び第80条第1項の規定による調査の実施（令第80条第2項第7号に規定する医薬品及び医薬部外品に係るものに限る。8及び9において同じ。）</p>			○							
8	<p>第14条の2第2項の規定による調査の実施</p>			○							
9	<p>第14条の7の2第3項の規定による確認</p>			○							
10	<p>第14条の8第3項の規定による医薬品及び医薬部外品の製造販売の承認に係る地位承継届の受理</p>			○							
11	<p>第17条第8項、第23条の2の14第13項及び第68条の16第2項において準用する第7条第4項ただし書の規定による医薬品製造管理者、体外診断用医薬品製造管理者及び生物由来製品の製造管理者の兼務の許可（令第80条第2項第4号に規定する医薬品、医薬部外品及び化粧品の製造業者並びに令第80条第3項第5号に規定する医療機器及び体外診断用医薬品の製造業者に係るものに限る。）</p>			○							
12	<p>第23条の2第1項の規定による医療機器及び体外診断用医薬品（令第80条第3項第1号に規定する医療機器及び体外診断用医薬品に限る。）の</p>			○							

	製造販売業の許可							
13	第23条の2の3第1項の規定による医療機器又は体外診断用医薬品（令第80条第3項第3号に規定する医療機器及び体外診断用医薬品に限る。）の製造業の登録				○			
14	第23条の20第1項の規定による再生医療等製品（令第80条第4項第1号に規定する再生医療等製品に限る。）の製造販売業の許可				○			
15	第24条第1項の規定による医薬品の販売業（卸売販売業及び薬種商販売業（宇都宮市に係るものに限る。）並びに配置販売業に限る。）の許可				○			
16	第35条第4項ただし書の規定による許可（宇都宮市に係るものに限る。20及び21において同じ。）				○			
17	第36条の8第2項の規定による登録				○			
18	第40条の2第1項の規定による医療機器（令第80条第3項第4号に規定する医療機器に限る。19において同じ。）の修理業の許可				○			
19	第40条の2第7項の規定による修理区分の変更又は追加の許可				○			
20	第40条の5第1項の規定による再生医療等製品の販売業の許可				○			
21	第40条の6第2項ただし書の規定による許可				○			
22	第68条の16第1項の規定による生物由来製品の製造管理者の承認				○			
23	第69条第1項から第4項まで、第6項及び第7項の規定による報告の徴収、立入検査、質問及び物件の収去				○			
24	第70条第1項の規定による措置命令				○			
25	第71条第1項の規定による検査命令				○			
26	第72条第1項から第5項までの規定による改善命令等（第72条第1項の規定によるものについては令第80条第2				○			

	<p>項第 2 号に規定する医薬品、医薬部外品及び化粧品の製造販売業者、同条第 3 項第 2 号に規定する医療機器及び体外診断用医薬品の製造販売業者並びに同条第 4 項第 2 号に規定する再生医療等製品の製造販売業者に係るもの限り、第72条第 2 項の規定によるものにあつては令第80条第 2 項第 2 号に規定する医薬品、医薬部外品及び化粧品の製造販売業者、同項第 4 号に規定する医薬品、医薬部外品及び化粧品の製造業者、同条第 3 項第 2 号に規定する医療機器及び体外診断用医薬品の製造販売業者、同項第 5 号に規定する医療機器及び体外診断用医薬品の製造業者並びに医療機器の修理業者並びに同条第 4 項第 2 号に規定する再生医療等製品の製造販売業者に係るものに限る。)</p>							
	<p>27 第72条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定による改善命令等 (これらの項に規定する厚生労働大臣の権限に属するものにあつては、令第80条第 1 項第 4 号に規定する薬局製造販売医薬品の製造販売業者及び製造業者、同条第 2 項第 2 号に規定する医薬品、医薬部外品及び化粧品の製造販売業者、同項第 4 号に規定する医薬品、医薬部外品及び化粧品の製造業者、同条第 3 項第 2 号に規定する医療機器及び体外診断用医薬品の製造販売業者、同項第 5 号に規定する医療機器及び体外診断用医薬品の製造業者並びに医療機器の修理業者並びに同条第 4 項第 2 号に規定する再生医療等製品の製造販売業者に係るものに限る。29において同じ。)</p>		○					
	<p>28 第72条の 5 第 1 項及び第 2 項の規定による措置命令等</p>		○					
	<p>29 第73条の規定による変更命令</p>		○					
	<p>30 第74条の 2 の規定による承</p>		○					

	認の取消し及び変更命令（令第80条第1項第4号に規定する薬局製造販売医薬品の製造販売並びに同条第2項第6号に規定する医薬品及び医薬部外品の製造販売に係るものに限る。）						
	31 第75条第1項の規定による許可の取消し及び停止命令（同項に規定する厚生労働大臣の権限に属するものにあつては、令第80条第1項第4号に規定する薬局製造販売医薬品の製造販売業者及び製造業者、同条第2項第2号に規定する医薬品、医薬部外品及び化粧品の製造販売業者、同項第4号に規定する医薬品、医薬部外品及び化粧品の製造業者、同条第3項第2号に規定する医療機器及び体外診断用医薬品の製造販売業者、同項第5号に規定する医療機器及び体外診断用医薬品の製造業者並びに医療機器の修理業者並びに同条第4項第2号に規定する再生医療等製品の製造販売業者に係るものに限る。）			○			
	32 第75条第4項及び第5項の規定による認定の取消し			○			
	33 第75条の2第1項の規定による登録の取消し及び停止命令（令第80条第2項第3号に規定する医薬品、医薬部外品及び化粧品の製造業者に係るもの並びに同条第3項第5号に規定する医療機器及び体外診断用医薬品の製造業者に係るものに限る。）			○			
	34 第76条の6第1項及び第2項の規定による検査命令等			○			
	35 第76条の7の2の規定による中止命令等			○			
	36 第76条の8の規定による報告の徴収、立入検査及び質問				○		
33 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）に	1 第159条の10の規定による消除				○		

基づく事務									
34 薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年厚生労働省令第10号）に基づく事務	1 附則第12条の規定によりなおその効力を有することとされる第1条の規定による改正前の薬事法施行規則第159条の規定による配置販売に係る指定品目の変更及び追加の指定				○				
35 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に基づく事務	1 第4条第1項の規定による製造業及び輸入業の登録				○				
	2 第4条第3項の規定による製造業及び輸入業の登録の更新				○				
	3 第6条の2第1項の規定による特定毒物研究者の許可				○				
	4 第7条第3項の規定による届出の受理				○				
	5 第9条第1項の規定による製造業及び輸入業の登録の変更				○				
	6 第18条第1項の規定による報告の徴収、立入検査、質問及び物件の収去（保健所長の委任事務を除く。）				○				
	7 第19条第1項から第4項までの規定による製造業、輸入業及び販売業の登録の取消し等			○					
36 毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号）に基づく事務	1 第11条第1号、第13条第1号ロ及びチ、第16条第1号、第18条第1号ロ、ニ、ホ及びヘ、第22条第1号、第24条第1号ロ、ニ、ホ及びヘ、第28条第1号ロ並びに第30条第1項第2号イの規定による指定				○				
	2 第36条の4第2項及び第36条の6の規定による通知				○				
37 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和48年法律第112号）に基づく事務	1 第7条第1項の規定による報告の徴収、立入検査、質問及び物件の収去				○				
38 大麻取締法（昭和23年法律第124号）に基づく事務	1 第5条第1項の規定による免許（宇都宮市に係るものに限る。3及び4において同じ。）				○				
	2 第6条第1項の規定による登録				○				
	3 第14条ただし書の規定による許可				○				
	4 第18条の規定による免許の			○					

	取消し								
	5 第21条第1項の規定による報告の徴収、立入検査及び物件の収去				○				
39 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）に基づく事務	1 第3条第1項及び第50条第1項の規定による免許（宇都宮市に係るものに限る。3から5までにおいて同じ。）				○				
	2 第24条第12項第1号の規定による許可				○				
	3 第50条の5第1項の規定による登録				○				
	4 第50条の38第1項の規定による報告の徴収、立入検査、質問及び物件の収去				○				
	5 第50条の38第2項の規定による報告の徴収及び検査				○				
	6 第50条の39の規定による措置命令			○					
	7 第50条の40の規定による改善命令及び使用禁止			○					
	8 第50条の41の規定による変更命令			○					
	9 第51条第1項及び第2項の規定による免許の取消し及び停止命令			○					
	10 第51条第3項の規定による登録の取消し			○					
	11 第58条の6第1項の規定による診察				○				
	12 第58条の8第1項の規定による入院措置				○				
	13 第58条の8第6項の規定による退院措置及び入院期間の決定				○				
	14 第58条の9第1項の規定による入院期間の延長				○				
	15 第58条の11の規定による措置入院者の所持品の保管				○				
	16 第58条の12第1項の規定による退院措置				○				
	17 第58条の15の規定による診療報酬の支払事務の委託				○				
	18 第58条の16第1項の規定による報告の徴収及び検査				○				
	19 第58条の16第2項の規定による診療報酬の支払の一時差止め及び差止め				○				
	20 第59条の4の規定による入院費用の徴収				○				
40 覚醒剤取締法（昭和	1 第3条第1項の規定による				○				

26年法律第252号) に 基づく事務	指定(宇都宮市に係るもの に限る。3、4、6及び7にお いて同じ。)						
	2 第8条第1項の規定による 指定の取消し及び停止命令			○			
	3 第10条第3項(第30条の5 において準用する場合を含 む。)の規定による指定証の 返還				○		
	4 第30条の2の規定による指 定				○		
	5 第30条の3第1項の規定に よる指定の取消し及び停止命 令			○			
	6 第31条の規定による報告の 徴収				○		
	7 第32条第1項及び第2項の 規定による立入検査、物件の 収去及び質問				○		
	8 第34条の規定による意見具 申				○		
	9 第35条第2項の規定による 指定				○		
41 温泉法(昭和23年法 律第125号)に基づく 事務	1 第3条第1項の規定による 許可				○		
	2 第5条第2項の規定による 許可				○		
	3 第6条第1項(第11条第2 項及び第3項において準用す る場合を含む。)の規定によ る承認				○		
	4 第7条第1項(第11条第2 項及び第3項において準用す る場合を含む。)の規定によ る承認				○		
	5 第7条の2第1項(第11条 第2項において準用する場合 を含む。)の規定による許可				○		
	6 第8条第1項(第11条第2 項及び第3項において準用す る場合を含む。)の規定によ る届出の受理(宇都宮市に係 るものに限る。)					○	
	7 第8条第3項(第11条第2 項において準用する場合を含 む。)の規定による措置命令		○				
	8 第9条第1項(第11条第2 項及び第3項において準用す る場合を含む。)の規定によ る許可の取消し			○			
	9 第9条第2項(第11条第2			○			

項及び第3項において準用する場合を含む。)の規定による措置命令						
10 第9条の2(第11条第2項において準用する場合を含む。)の規定による措置命令等			○			
11 第10条(第11条第2項及び第3項において準用する場合を含む。)の規定による原状回復命令			○			
12 第11条第1項の規定による許可				○		
13 第12条の規定による採取制限命令			○			
14 第14条第1項の規定による措置命令			○			
15 第14条の2第1項の規定による許可(宇都宮市に係るものに限る。)				○		
16 第14条の3第1項の規定による承認(宇都宮市に係るものに限る。)				○		
17 第14条の4第1項の規定による承認(宇都宮市に係るものに限る。)				○		
18 第14条の5第1項の規定による確認(宇都宮市に係るものに限る。)				○		
19 第14条の5第3項の規定による確認の取消し(宇都宮市に係るものに限る。)				○		
20 第14条の6第2項の規定による届出の受理(宇都宮市に係るものに限る。)					○	
21 第14条の7第1項の規定による許可(宇都宮市に係るものに限る。)				○		
22 第14条の8第1項の規定による届出の受理(宇都宮市に係るものに限る。)					○	
23 第14条の8第3項の規定による措置命令			○			
24 第14条の9第1項の規定による許可の取消し			○			
25 第14条の9第2項の規定による措置命令			○			
26 第14条の10の規定による措置命令等			○			
27 第19条第1項の規定による登録				○		



28	第20条の規定による届出の受理						○	
29	第21条第1項の規定による届出の受理						○	
30	第22条の規定による登録の抹消				○			
31	第25条の規定による登録の取消し			○				
32	第28条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査						○	
33	第30条の規定による改善の指示					○		
34	第31条第1項の規定による許可の取消し			○				
35	第31条第2項の規定による利用の制限及び措置命令			○				
36	第34条の規定による報告の徴収						○	
37	第35条第1項の規定による立入検査						○	

別表第2 2本庁関係特定事項(4)保健福祉部ケ薬務課の表を削り、別表第2 2本庁関係特定事項(4)保健福祉部コ国保医療課の表を別表第2 2本庁関係特定事項(4)保健福祉部ケ国保医療課の表とし、別表第2 2本庁関係特定事項(4)保健福祉部サ指導監査課の表を別表第2 2本庁関係特定事項(4)保健福祉部コ指導監査課の表とする。

別表第2 2本庁関係特定事項(5)環境森林部ウ環境保全課の表13の項第3号を次のように改める。

3	第6条第1項及び第4項の規定による要措置区域の指定及び指定の解除				○			
---	----------------------------------	--	--	--	---	--	--	--

別表第2 2本庁関係特定事項(5)環境森林部ウ環境保全課の表13の項第5号を次のように改める。

5	第11条第1項及び第2項の規定による形質変更時要届出区域の指定及び指定の解除				○			
---	--	--	--	--	---	--	--	--

別表第2 2本庁関係特定事項(5)環境森林部ウ環境保全課の表に次のように加える。

17 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律(平成6年法律第8号)に基づく事務	1	第4条第3項の規定による要請				○		
	2	第4条第4項の規定による通知及び意見の提出				○		
	3	第5条第1項の規定による都道府県計画の策定				○		
	4	第5条第7項の規定による協議及びその同意				○		
	5	第5条第8項の規定による報告、送付及び公表					○	
	6	第9条第1項の規定による協議会の組織				○		

別表第2 2本庁関係特定事項(7)農政部イ農村振興課の表中16の項を17の項とし、15の項を16の項とし、14の項を15の項とし、13の項の次に次のように加える。

14 漁船法(昭和25年法律第178号)に基づく事務	1	第10条第1項及び第17条第3項の規定による登録				○		
	2	第13条の規定による検認				○		
	3	第19条の規定による登録の				○		

	取消し							
	4 第50条第1項の規定による立入検査				○			

別表第2 2本庁関係特定事項(7)農政部ウ経済流通課の表に次のように加える。

21 農産物検査法施行令(平成7年政令第357号)に基づく事務	1 第5条第1項第1号の規定による不正受検に対する処置				○			
	2 第5条第1項第2号の規定による登録等				○			
	3 第5条第1項第3号の規定による届出の受理等				○			
	4 第5条第1項第4号の規定による登録の更新等				○			
	5 第5条第1項第5号の規定による公示				○			
	6 第5条第1項第6号の規定による変更登録等				○			
	7 第5条第1項第7号の規定による報告の受理						○	
	8 第5条第1項第8号の規定による届出の受理及び変更命令				○			
	9 第5条第1項第9号の規定による適合命令				○			
	10 第5条第1項第10号の規定による改善命令				○			
	11 第5条第1項第11号の規定による登録の取消し等				○			
	12 第5条第1項第12号の規定による業務停止命令等				○			
	13 第5条第1項第13号及び第14号の規定による報告の徴収				○			
	14 第5条第1項第15号及び第16号の規定による立入調査				○			
	15 第5条第1項第17号の規定による申出の受付等				○			

別表第2 2本庁関係特定事項(7)農政部オ生産振興課の表中5の項を削り、6の項を5の項とし、7の項を6の項とし、8の項を7の項とし、別表第2 2本庁関係特定事項(8)県土整備部オ道路保全課の表1の項第17号中「第44条の2」を「第44条の3」とし、同項第23号中「第48条の19第1項第1号」を「第48条の19第1項第2号」に改め、別表第2 2本庁関係特定事項(8)県土整備部シ用地課の表を別表第2 2本庁関係特定事項(8)県土整備部ス用地課の表とし、別表第2 2本庁関係特定事項(8)県土整備部サ住宅課の表中6の項を削り、7の項を6の項とし、8の項から16の項までを1項ずつ繰り上げ、同表を別表第2 2本庁関係特定事項(8)県土整備部シ住宅課の表とし、別表第2 2本庁関係特定事項(8)県土整備部コ建築課の表を別表第2 2本庁関係特定事項(8)県土整備部サ建築課の表とし、別表第2 2本庁関係特定事項(8)県土整備部ケ都市整備課の表1の項第2号中「(市町村が施行するものを除く。)、公園事業及び下水道事業」を「及び公園事業」に、「3から6まで」を「3から5まで」に改め、同項第6号及び第8号中「(市町村が施行するものを除く。)、公園事業及び下水道事業」を「及び公園事業」に改め、同表2の項を次のように改める。

2 都市公園法に基づく事務	1 第5条の2第1項の規定による指針の策定				○			
	2 第5条の2第7項の規定による公示				○			
	3 第5条の4第3項による選				○			

	定						
	4 第5条の5第1項及び第5条の6第2項の規定による認定				○		
	5 第5条の5第2項（第5条の6第3項において準用する場合を含む。）の規定による公示				○		
	6 第5条の8の規定による承認				○		
	7 第27条第3項の規定による措置（県土整備部の所管に係るものに限る。）				○		

別表第2 2本庁関係特定事項(8)県土整備部ケ都市整備課の表中4の項を削り、5の項を4の項とし、6の項を5の項とし、同表を別表第2 2本庁関係特定事項(8)県土整備部コ都市整備課の表とし、別表第2 2本庁関係特定事項(8)県土整備部ク都市計画課の表1の項中「(昭和43年法律第100号)」及び「(市町村が施行するものを除く。)」を削り、同表に次のように加える。

16 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法に基づく事務	1 第3条第1項の規定による指定				○		
	2 第5条第1項の規定による許可				○		
	3 第7条第1項の規定による損失補償				○		
	4 第8条第1項の規定による許可						
	(1) 当該申請面積が1ヘクタール以上のもの				○		
	(2) 当該申請面積が1ヘクタール未満のもの				○		
	5 第11条の規定による協議						
	(1) 当該申請面積が1ヘクタール以上のもの				○		
	(2) 当該申請面積が1ヘクタール未満のもの					○	
	6 第12条第1項の規定による許可						
	(1) 当該申請面積が1ヘクタール以上のもの				○		
(2) 当該申請面積が1ヘクタール未満のもの				○			
7 第14条の規定による監督処分				○			
8 第16条第2項の規定による勧告				○			
9 第17条の規定による改善命令				○			
10 第19条（第23条において準用する場合を含む。）の規定による報告の徴取						○	
11 第20条第1項の規定による指定				○			

	12 第20条第2項の規定による解除			○			
	13 第21条第2項の規定による勧告				○		
	14 第22条の規定による改善命令			○			
17 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づく事務	1 第4条第1項の規定による基礎調査（第10条第1項、第26条第1項及び第45条第1項の規定による区域の指定に関するものに限る。以下同じ。）の実施				○		
	2 第4条第2項の規定による基礎調査の結果の通知及び公表				○		
	3 第8条第1項の規定による損失補償（第10条第1項、第26条第1項及び第45条第1項の規定による区域の指定に関するものに限る。）				○		
	4 第10条第1項の規定による区域の指定			○			
	5 第10条第2項（第45条第3項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取				○		
	6 第10条第4項（第45条第3項において準用する場合を含む。）の規定による公示及び通知				○		
	7 第26条第1項の規定による区域の指定			○			
	8 第26条第2項の規定による意見の聴取				○		
	9 第26条第4項の規定による公示及び通知				○		
	10 第45条第1項の規定による区域の指定			○			
	11 第45条第2項の規定による区域の指定の解除			○			

別表第2 2本庁関係特定事項(8) 県土整備部ク都市計画課の表を別表第2 2本庁関係特定事項(8) 県土整備部ケ都市政策課の表とし、別表第2 2本庁関係特定事項(8) 県土整備部キ砂防水資源課の表の次に次の1表を加える。

ク 上下水道課

事 務		決 裁 区 分					備 考
		知 事	専 決 権 者				
種 類	事 項		副 知 事	部 長	課 長	総 括 課 長 補 佐	

1 水道法（昭和32年法律第177号）に基づく事務	1 第5条の3第1項及び第6項の規定による水道基盤強化計画の策定	○					
	2 第5条の3第4項の規定による同意の取得			○			
	3 第5条の3第7項の規定による意見聴取			○			
	4 第5条の3第8項の規定による報告及び通知				○		
	5 第5条の3第9項の規定による公表				○		
	6 第5条の4第1項の規定による協議会の設置			○			
	7 第6条第1項及び第10条第1項の規定による認可			○			
	8 第10条第3項、第11条第3項の規定による届出の受理				○		
	9 第11条第1項の規定による許可			○			
	10 第13条第1項及び第14条第5項の規定による届出の受理				○		
	11 第14条第6項、第26条及び第30条第1項の規定による認可			○			
	12 第24条の3第2項の規定による届出の受理				○		
	13 第30条第3項の規定による届出の受理				○		
	14 第35条第1項の規定による認可の取消し			○			
	15 第36条第1項の規定による改善の指示（専用水道に係るものを除く。）			○			
	16 第36条第2項の規定による勧告（専用水道に係るものを除く。）			○			
	17 第36条第3項の規定による措置の指示（専用水道に係るものを除く。）			○			
	18 第37条の規定による停止命令（専用水道及び簡易専用水道に係るものを除く。）			○			
	19 第38条第1項の規定による命令			○			
	20 第38条第2項の規定による供給条件の変更			○			
	21 第39条第1項から第3項までの規定による報告の徴収及び立入検査				○		
	22 第40条第1項の規定による命令			○			

	23 第40条第4項の規定による裁定			○			
	24 第40条第8項の規定による報告の徴収及び立入検査			○			
	25 第41条の規定による勧告			○			
	26 第42条第1項の規定による認可			○			
	27 第42条第3項の規定による裁定			○			
2 栃木県小規模水道条例（昭和38年栃木県条例第30号）に基づく事務	1 第5条の規定による確認			○			
	2 第6条の規定による届出の受理			○			
	3 第7条第1項の規定による確認			○			
	4 第9条の規定による届出の受理			○			
	5 第12条の規定による報告の徴収及び立入検査			○			
	6 第13条の規定による措置命令			○			
3 栃木県小規模水道条例施行規則（昭和38年栃木県規則第91号）に基づく事務	1 第6条第5号の規定による届出の受理			○			
4 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく事務	1 第59条第1項及び第4項の規定による認可（下水道事業に係るものに限る。2から4までにおいて同じ。）			○			
	2 第59条第5項及び第6項（第63条第2項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取			○			
	3 第63条第1項の規定による認可			○			
	4 第64条第1項の規定による承認			○			
	5 第65条第1項及び第2項の規定による許可及び意見の聴取（下水道事業に係るもの限り、土木事務所長の委任事務を除く。6において同じ。）			○			
	6 第65条第3項において準用する第52条の2第2項の規定による協議			○			
	7 第81条の規定による監督処分等（下水道事業に係るものに限る。）			○			
5 下水道法（昭和33年法律第79号）に基づく事務	1 第2条の2第6項の規定による意見の聴取			○			
	2 第2条の2第7項の規定に			○			

	よる協議						
3	第 4 条 第 2 項の規定による協議				○		
4	第25条の23第 3 項の規定による意見の聴取				○		
5	第25条の23第 5 項の規定による届出			○			
6	第37条第 1 項の規定による指示			○			
7	第39条第 1 項の規定による報告の徴収				○		

別表第 2 2 本庁関係特定事項(9)危機管理防災局ア危機管理課の表 1 の項第 3 号中「第42条第 4 項」を「第42条第 6 項」に改め、同表 2 の項第 2 号中「第33条第 2 項」を「第33条第 3 項」に改める。

別表第 3 1 出先機関関係共通事項(2)県税事務所、自動車税事務所、衛生福祉大学校、環境管理事務所、森林管理事務所、林業センター、水産試験場、農業試験場、農業大学校、農業環境指導センター、家畜保健衛生所及び畜産酪農研究センターの表中「水産試験場、農業試験場、農業大学校、農業環境指導センター」を「林業大学校、水産試験場、農業総合研究センター、農業大学校」に改める。

別表第 3 2 出先機関関係特定事項(2)経営管理部イ県税事務所の表 1 の項第12号中「附則第11条の 4 第 2 項、第 5 項及び第 7 項」を「附則第11条の 4 第 3 項及び第 5 項」に改める。

別表第 3 2 出先機関関係特定事項(3)生活文化スポーツ部ウとちぎ男女共同参画センターの表 1 の項を次のように改める。

1 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和 4 年法律第52号）に基づく事務	1 第 9 条 第 3 項の規定による支援		○	○			
	2 第12条の規定による保護及び自立支援		○	○			

別表第 3 2 出先機関関係特定事項(4)保健福祉部エ保健所の表 1 の項第17号中「第33条第 7 項」を「第33条第 9 項」に改め、同項第19号中「第33条の 7 第 5 項」を「第33条の 6 第 5 項」に改め、同項第21号中「（同条第 2 項において準用する場合を含む。）」を削り、同項中第31号を第34号とし、第24号から第30号までを 3 号ずつ繰り下げ、第23号を第24号とし、同号の次に次の 2 号を加える。

25 第40条の 3 の規定による通報の受理		○				○	
26 第40条の 5 第 1 項の規定による報告の徴収等		○	○				

別表第 3 2 出先機関関係特定事項(4)保健福祉部エ保健所の表 1 の項中第22号を第23号とし、第21号の次に次の 1 号を加える。

22 第38条の 3 第 1 項の規定による通知	○						
--------------------------	---	--	--	--	--	--	--

別表第 3 2 出先機関関係特定事項(4)保健福祉部エ保健所の表14の項第 2 号中「及び第 3 条の 3 第 1 項」を「、第 3 条の 3 第 1 項及び第 3 条の 4 第 1 項」に改め、同表17の項第 4 号及び第 5 号を削り、同表23の項から25までの項を削り、同表中26の項を23の項とし、27の項から48の項までを 3 項ずつ繰り上げる。

別表第 3 2 出先機関関係特定事項(5)環境森林部イ林業センターの表の次に次の 1 表を加える。

ウ 林業大学校

事 務	決 裁 区 分 (専決事務)	受 任 者	決 裁 区 分 (委 任 事 務)	
		専 決 権 者	所 専 決 権 者	

種類	事項	所			総括 所長 補佐 等	所 課 長	備考
		長	長	長			
1 栃木県林業大学校条例（令和5年栃木県条例第29号）に基づく事務	1 第4条の規定による許可		○	○			
	2 第6条の規定による授業料の免除		○	○			

別表第3 2出先機関関係特定事項(7)農政部ア農業振興事務所の表中14の項を削り、15の項を14の項とし、16の項から29の項までを1項ずつ繰り上げ、別表第3 2出先機関関係特定事項(7)農政部ウ農業環境指導センターの表を削り、別表第3 2出先機関関係特定事項(7)農政部イ農業大学の表2の項中第2号を削り、同表を別表第3 2出先機関関係特定事項(7)農政部ウ農業大学の表とし、同表の前に次の1表を加える。

イ 農業総合研究センター

種類	事項	決裁区分 (専決事務)		受任者			決裁区分 (委任事務)			備考
		専決権者 所 長	所	所	専決権者					
					総括 所長 補佐 等	所 部 長	所 課 長			
1 肥料の品質の確保等に関する法律に基づく事務	1 第7条の規定による登録	○								
	2 第12条の規定による登録の更新	○								
	3 第13条、第15条、第16条の2、第22条及び第23条の規定による届出等の受理			○	○					
	4 第19条第2項の規定による許可			○	○					
	5 第21条の規定による表示命令			○	○					
	6 第29条の規定による報告の徴収			○	○					
	7 第30条第1項及び第3項の規定による立入検査、物件の収去等			○	○					
2 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律に基づく事務	1 第33条第1項の規定による指示			○	○					
	2 第50条第2項から第4項までの規定による届出の受理			○	○					
	3 第56条第1項及び第2項の規定による立入検査、物件の収去			○	○					



	等						
3 栃木県飼料検 定条例（昭和53 年栃木県条例第 27号）に基づく 事務	1 第 2 条の規定による検定の申 請の受理		○	○			
	2 第 4 条の規定による通知		○	○			
4 農薬取締法に 基づく事務	1 第17条の規定による届出の受 理		○	○			
	2 第29条第 1 項及び第 3 項の規 定による報告の徴収、立入検査 等		○	○			
5 植物防疫法 （昭和25年法律 第 151 号）に基 づく事務	1 第33条の規定による病虫害防 除員の委嘱及び解職	○					
6 病虫害防除に 関する事務	1 農作物等病虫害雑草防除指針 の設定及び変更		○	○			

別表第 3 2 出先機関関係特定事項(8) 県土整備部ア土木事務所の表 1 の項第12号中「第44条の 2 の規定」を「第44条の 3 の規定」に、「第44条の 2 第 3 項」を「同条第 3 項」に改め、同項第13号中「第47条の 5」を「第47条の15」に改め、同項第16号中「第47条の 4」を「第47条の14」に改め、同項第17号中「第47条の 8」を「第47条の18」に改め、同表中51の項を54の項とし、50の項の次に次のように加える。

51 都市公園法に 基づく事務	1 第 5 条第 1 項の規定による許 可（県土整備部の所管に係るも のに限る。以下この項において 同じ。）		○	○			宇都宮土木事 務所に限る。
	2 第 6 条第 1 項及び第 3 項の規 定による許可		○				
	(1) (2)以外のもの			○			宇都宮土木事 務所に限る。
	(2) 更新の許可であって、占用 の内容に変更のないもの					○	宇都宮土木事 務所に限る。
	3 第27条第 1 項及び第 2 項の規 定による処分又は措置命令		○	○			宇都宮土木事 務所に限る。
	4 第27条第 6 項の規定による売 却		○	○			宇都宮土木事 務所に限る。
	5 第27条第 7 項の規定による廃 棄		○	○			宇都宮土木事 務所に限る。
52 栃木県都市公 園条例に基づく 事務	1 第 3 条第 1 項及び第 3 項の規 定による許可（県土整備部の所 管に係るものに限る。以下この 項において同じ。）		○	○			宇都宮土木事 務所に限る。
	2 第 6 条の規定による利用の禁 止及び制限		○	○			宇都宮土木事 務所に限る。
	3 第10条の規定による監督処分 及び第11条第 6 号の規定による 届出の受理（第11条の 2 の規定 により指定管理者が行うものを 除く。）		○	○			宇都宮土木事 務所に限る。
	4 第10条の 3 第 1 項第 1 号の規 定による公示		○	○			宇都宮土木事 務所に限る。
	5 第10条の 4 の規定による評価		○	○			宇都宮土木事

	及び意見聴取						務所に限る。
	6 第10条の6の規定による返還		○	○			宇都宮土木事務所に限る。
	7 第11条第1号から第3号までの規定による届出の受理（前項2に掲げる許可を受けた者が行うものに限る。）		○	○			宇都宮土木事務所に限る。
	8 第12条第2項ただし書の規定による認定		○	○			宇都宮土木事務所に限る。
	9 第13条の規定による使用料の減免		○	○			宇都宮土木事務所に限る。
	10 第14条ただし書の規定による使用料の還付		○	○			宇都宮土木事務所に限る。
53 栃木県都市公園条例施行規則（昭和49年栃木県規則第16号）に基づく事務	1 第10条第2項の規定による承認		○	○			宇都宮土木事務所に限る。

別表第3 2 出先機関関係特定事項(8) 県土整備部ウ公園事務所の表を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(人事課)